

国民健康保険課からのお知らせです



1. 国民健康保険税の均等割が変わります。

令和6年度から国民健康保険税の税率改定を行うこととなりました。(平成26年度以来10年ぶりです)
本市の国民健康保険特別会計は、医療の高度化や加入者(被保険者)の高齢化、生活習慣病の増加等による1人あたりの医療費の増加と、加入者の減少等による保険税収入の減収により厳しい財政運営となっており、今後、収入不足(赤字)となる見通しです。
国民健康保険制度は加入者全体で保険税を出し合い、医療費を負担しあう相互扶助制度(ゆいまーる)となっております。その趣旨をご理解いただき、加入者の皆様にはご負担をお願いすることになりますが、国保事業の健全な運営に向けてご協力をお願いいたします。

税率改定の内容 ※()は改定前の均等割となります。

内 訳	所得割	均等割	平等割
医療分	7.7%	23,500円(14,000円)	22,000円
後期高齢者支援分	2.5%	8,400円(6,500円)	6,000円
介護分(40歳以上65歳未満の方)	2.1%	7,700円(7,200円)	6,000円

2. 国民健康保険税の納期が変更となります。

国民健康保険税の納期について、加入者の1期ごとの負担軽減を図るため、現行の8期(7月~2月)から9期(7月~3月)へ変更となります。

変更前	第1期 (7月末)	第2期 (8月末)	第3期 (9月末)	第4期 (10月末)	第5期 (11月末)	第6期 (12月末)	第7期 (1月末)	第8期 (2月末)	
変更後	第1期 (7月末)	第2期 (8月末)	第3期 (9月末)	第4期 (10月末)	第5期 (11月末)	第6期 (12月末)	第7期 (1月末)	第8期 (2月末)	第9期 (3月末)

※()は各期納期限の目安となります。

3. 国民健康保険税の軽減措置の対象が拡大します。

地方税法施行令の改正に伴い、令和6年度から低所得者に対する5割・2割軽減措置の対象が拡大します。軽減に該当する世帯は、その所得に応じて均等割額・平等割額が軽減されます。ただし、世帯の中に18歳以上で所得が不明な方(未申告者)がいると、軽減の判定ができないため、所得の有無にかかわらず、毎年申告をしてください。

軽減割合	世帯の前年中の所得(世帯主等を含む)	
7割軽減	変更なし	43万円+10万円×(給与所得者の数-1)以下
	改正前	43万円+(被保険者+特定同一世帯所属者数)×29万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下
5割軽減	改正後	43万円+(被保険者+特定同一世帯所属者数)×29.5万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下
	改正前	43万円+(被保険者+特定同一世帯所属者数)×53.5万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下
2割軽減	改正後	43万円+(被保険者+特定同一世帯所属者数)×54.5万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下

※特定同一世帯所属者とは・・・後期高齢者医療保険制度への移行により国民健康保険の資格を喪失された方で、喪失日以降も継続して同じ世帯に属する方です。ただし、継続して移行時と同じ世帯状況であることが条件です。

4. 国民健康保険税の課税限度額が引き上げられます。

地方税法施行令の改正に伴い、令和6年度から課税限度額が引き上げられます。

	医療分	後期高齢者支援分	介護分	合計
改正前	650,000円	220,000円	170,000円	1,040,000円
改正後	650,000円	240,000円	170,000円	1,060,000円